

告 示

埼玉県告示第六百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉 県知事 事第 三 号	一般財団 法人日本 建築設備 ・昇降機	東京都港区 西新橋一丁 目十五番五 号	埼玉 県内 全域	東京都港区 西新橋一丁 目十五番五 号	全ての判定 業務	平成二十 七年六月 一日
埼玉 県知事 事第 二 号	一般財団 法人日本 建築セン ター	東京都千代 田区神田錦 町一丁目九 番地	埼玉 県内 全域	大阪事務所 大阪府大 阪市中央区 南本町一丁 目七番十五 号	全ての判定 業務	平成二十 七年六月 一日
埼玉 県知事 事第 一 号	一般財団 法人さい たま住宅 検査セン ター	埼玉県さい たま市浦和 区岸町七丁 目十二番三 号	埼玉 県内 全域	構造判定部 東京事務所 東京都武 蔵野市中町 一丁目十一 番四号	全ての判定 業務	平成二十 七年六月 一日
委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	住 所	業 務 区 域	構造計算適 合性判定の 業務を行う 事務所の所 在地	指定構造計 算適合性判 定機関に行 わせること とした業務	構造計算 適合性判 定の業務 の開始の 日



---

---

---

---

---

埼玉県さ  
いたま市浦  
和区高砂二  
丁目二番三  
号  
神奈川事務  
所 神奈川  
県横浜市西  
区北幸二丁  
目三番十九  
号  
愛知事務所  
愛知県名  
古屋市中  
区 栄四丁目  
十  
四番二号  
山陰事務所  
島根県松  
江市中原町  
六番地  
岡山事務所  
岡山県岡  
山市北区内  
山下一丁目  
三番十九号  
広島事務所  
広島県広  
島市中区八

---

---

---

---

---

---

---

丁堀十五番  
六号

愛媛事務所  
愛媛県松  
山市三番町  
七丁目十三  
番十三号

佐賀事務所  
佐賀県佐  
賀市駅前中  
央一丁目九  
番三十八号

長崎事務所  
長崎県長  
崎市万才町  
三番四号

宮崎事務所  
宮崎県宮  
崎市川原町  
五番十号

鹿児島事務  
所 鹿児島  
県鹿児島市  
西千石町十  
一番二十一  
号

沖縄事務所

---

---

---

---

事第	県知	埼玉	号	十二	事第	県知	埼玉	号	十一	事第	県知	埼玉	号	十	事第	県知	埼玉	号	九	事第	県知	埼玉	号	八	事第	県知	埼玉				
検査株式	ラス確認	ハウスプ			検査機構	東京建築	株式会社		ター	検査セン	国際確認	株式会社		社	ン株式会社	スジャパ	ーベリタ	ビューロ	構	築検査機	アイズ建	グッド・	株式会社	ター	評価セン	都市居住	株式会社				
十三番七号	芝五丁目三	東京都港区		四号	一丁目一番	区東日本橋	東京都中央		番十二号	浜三丁目七	市中央区北	大阪府大阪				下町一番地	浜市中区山	神奈川県横		十五号	丁目十六番	区百人町二	東京都新宿	一号	目一番二十	虎ノ門一丁	東京都港区				
全域	県内	埼玉			全域	県内	埼玉		全域	全域	県内	埼玉			全域	県内	埼玉			全域	県内	埼玉		全域	県内	埼玉					
十三番七号	芝五丁目三	東京都港区		四号	一丁目一番	区東日本橋	東京都中央		四番一号	重洲二丁目	都中央区八	本部 東京	八番	河台二丁目	田区神田駿	東京都千代	水事務所	東京御茶ノ		十五号	丁目十六番	区百人町二	東京都新宿	一号	目一番二十	虎ノ門一丁	東京都港区	号	丁目六番八	添市牧港五	沖繩県浦
	業務	全ての判定				業務	全ての判定				業務	全ての判定				業務	全ての判定				業務	全ての判定				業務	全ての判定				
一日	七年六月	平成二十			一日	七年六月	平成二十		一日	七年六月	平成二十			一日	七年六月	平成二十				一日	七年六月	平成二十		一日	七年六月	平成二十					

号 十六 事第 県知 埼玉	号 十五 事第 県知 埼玉	号 十四 事第 県知 埼玉	号 十三
株式会社 検査協会 日本建築	株式会社 ビルディ ングナビ ゲーション 確認評 価機構	株式会社 ネット株 式会社	会社 アウェイ 建築評価
丁目十三番 十一号	丁目三十七 番五号	番二十号	東京都新宿 区揚場町一
全域	全域	全域	埼玉 県内
本橋三丁目 十五番六号	丁目三十七 番五号	号 丁目六番四	大崎事務所 東京都品 川区大崎一
業務	業務	業務	全ての判定
一日	一日	一日	平成二十 七年六月